

大分大学地域連携プラットフォーム推進機構運営会議細則

令和5年2月28日制定 全部改正

令和5年学内共同教育研究施設等細則第1号

大分大学地域連携プラットフォーム推進機構運営会議細則（平成27年細則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この細則は、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構規程（令和5年学内共同教育研究施設等規程第1号）第8条第2項の規定により、大分大学地域連携プラットフォーム推進機構運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定める。

（審議事項）

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構の管理運営に関すること。
- (2) 機構の組織編制に関すること。
- (3) 機構の予算に関すること。
- (4) 機構のコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の選考及び評価に関すること。
- (5) その他機構の運営に関し必要な事項

（構成）

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 学長が指名する理事
- (4) 学長が指名する学長特命補佐
- (5) 学部長
- (6) 教育マネジメント機構基盤教育センター長
- (7) 主担当の教員
- (8) コーディネーター
- (9) 研究推進部長
- (10) 学生支援部長
- (11) その他機構長が必要と認める者

2 前項第11号の委員は、機構長が任命する。

（議長）

第4条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、副機構長が、その職務を代行する。

（会議）

第5条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 運営会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営会議の事務は、学生支援部教育支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。